

20年度までに 厚労省引き上げ方針

厚生労働省は29日、民間企業が義務付けられている障害者の雇用割合(法定雇用率)を現在の2・0%から2・3%に引き上げる方針を固めた。現在は身に刺さる。

教育委員会は2・2%を雇う。達成できない企業からは納付金を徴収し、達成した企業への支援に充てる。13年6月に障害者雇用促進法が改正され、来年4月から対象に精神障害者を加えることになった。

引き上げは13年4月以来で、0・3%の引き上げ幅は現行の仕組み整える企業に配慮し、来年4月に2・2%に引き上げた後、企業の在籍員50人以上の企業に障害者雇用が義務付けられている。政府は働き方改革

を両立できる社会づくりを掲げているが、法定雇用率を達成しない実態がある。障害者雇用の拡大は、人材や財源に余裕のない経営規模が小さい企業には負担が重く、精神障害者の特性に合わせた新たな支援が必要となるケースも考えられ、企業への支援拡充も求められそうだ。

国や地方自治体、独立行政法人は2・5

16年6月現在で約47万

が2・3%になると同時にそれぞれ0・1%引き上げる。

企業で働く障害者は意欲は高く、職場のバ

リアフリー化など支援

4千人以上、13年連続で過去最高を更新している。障害者の就職

定雇用率を達成している企業は全体の48・8%にとどまっている。

態勢も進んできた。法定雇用率を達成していいる企業は全体の48・8%にとどまっている。

から適用し、民間企業

員会は2・4%にする。いずれも来年4月

から適用し、民間企業

員会は2・4%にする。いずれも来年4月

から適用し、民間企業

員会は2・4%にする。いずれも来年4月

から適用し、民間企業

員会は2・4%にする。いずれも来年4月

から適用し、民間企業